

船舶事故調査（旅客船 Shrimp of Art 乗揚）について
（経過報告）

令和3年10月28日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和2年11月19日、香川県坂出市沖において発生した船舶事故（旅客船 Shrimp of Art 乗揚）について、令和2年11月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、さらに事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われているものであり、本事故の責任を問うために行われているものではない。

1. 船舶事故の概要

旅客船 Shrimp of Art（以下「本船」という。）は、船長ほか1人が乗り組み、旅客60人を乗せ、香川県坂出市羽佐島北西方沖を航行中、令和2年11月19日16時36分ごろ、干出岩に乗り揚げた。

本船は、旅客4人が負傷し、船体は船底外板等を損傷し、浸水を生じた後、沈没した。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和2年11月20日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか2人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに船体調査（本船）、関係者からの口述聴取、本船の航跡、気象及び海象に関する情報を収集した。

3. 判明している主な事実情報

（1） 事故の経過

本船は、船長ほか1人が乗り組み、旅客60人を乗せ、遊覧の目的で、令和2年11月19日15時30分ごろ高松港を出港し、羽佐島北西方沖を航行中、16時36分ごろ干出岩に乗り揚げた。乗組員及び旅客は、海上保安庁の巡視艇及び漁船に救助

され、本船は17時30分ごろ沈没した。

(2) 死傷者

旅客は、1人が重傷、3人が軽傷を負った。

(3) 船舶の損傷等

左舷船底外板の破口、左舷プロペラ翼端の欠損

(4) 気象・海象等

本事故現場の南南西方約14.5kmに位置する多度津特別地域気象観測所における本事故当時の観測値は、次のとおりであった。

16時00分 天気 晴れ、気温 25.1℃、風速 4.1m/s、風向 南

17時00分 天気 曇り、気温 24.3℃、風速 5.4m/s、風向 南

本事故当時の潮汐は下げ潮の中央期で約253cm、潮流は東方へ約2knであった。

本事故当日の日没時刻は16時59分であった。

4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、更なる事実確認や分析のほか、原因関係者からの意見聴取等を行う必要がある。

本委員会は、これまでの調査、分析等によって得られた結果を踏まえて、引き続き本船舶事故の原因等調査を進める。